

## 和寒町の人権擁護委員

人権擁護委員は、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害から被害者を救済したり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行ったりしています。



打田 幸江さん 【再任】  
和寒町字三笠



安孫子 敏己さん 【新任】  
和寒町字三笠

任期 令和元年10月1日 ~ 令和4年9月30日

## 災害時の燃料供給協定を締結



㈱H&Mとの「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」の締結式が、10月9日（水）に役場で行われました。

この協定は、災害発生時に町が必要な燃料の優先供給などが目的で、これまで信菱興業と豊和産業と締結していましたが、今年6月1日から豊和産業の給油事業を㈱H&Mが引き継いだことから、今回あらためて協定を締結しました。

## 年金あれこれ

～国民年金付加年金制度をご存じですか～

### ◆付加年金とは？

老齢基礎年金の受給額（年額）は、40年間保険料を納めた満額の方で780,100円ですが、老後により多くの年金を受けたいと考えている方のために、付加年金制度があります。毎月の保険料に付加保険料を上乗せして納付すると、老齢基礎年金に上乗せされて支給されます。

付加保険料額

月額⇒400円

付加年金額

年額⇒200円×納付月額

※保険料は国民年金保険料と同様、全額が社会保険料控除の対象となります

### ◆加入できるのは

国民年金の第1号被保険者と任意加入被保険者です。農業者年金に加入されている方は必ず付加年金に加入し、保険料を納めることになっています。

※国民年金基金に加入中の方や国民年金保険料の免除・猶予の承認を受けている方は加入出来ません。

### 付加年金納付額と受け取り額早見表

付加年金加入年数と保険料納付額	付加年金受給額（年額）	2年間で受け取る付加年金額
1年（400円×12月） 4,800円⇒	（200円×12月） 2,400円⇒	4,800円
10年（400円×120月） 48,000円⇒	（200円×120月） 24,000円⇒	48,000円
20年（400円×240月） 96,000円⇒	（200円×240月） 48,000円⇒	96,000円
30年（400円×360月） 144,000円⇒	（200円×360月） 72,000円⇒	144,000円
40年（400円×480月） 192,000円⇒	（200円×480月） 96,000円⇒	192,000円

2年間で納めた保険料と同額になり、その後はお得です！

■お問い合わせ：旭川年金事務所 TEL 0166-27-1611または住民課お客さま窓口係 TEL 32-2500